

## 熊本県マンション管理計画の認定等に関する事務処理要項

### (目的)

第1条 この要項は、マンション管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の規定に基づき、知事が行うマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定等の事務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要項における用語の定義は、法に定めのあるもののほか次の各号に定めるところによる。

- (1) 適合審査 公益財団法人マンション管理センター（以下「マンション管理センター」という。）が実施する、法第5条の4各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合しているかを確認するために行う審査をいう。
- (2) 事前確認適合通知書 適合審査の結果マンション管理センターが発行する、認定基準に適合していることを証する書類をいう。

### (認定申請に必要な図書等)

第3条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の2第1項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、事前確認適合通知書とする。

### (申請の取下げ)

第4条 認定の申請をした者が当該申請を取り下げようとするときは、マンション管理計画認定申請取下届（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。

なお、マンション管理センターの管理計画認定手続支援システム（以下、「支援システム」という。）により申請が行われた場合は、これに依らず支援システムにより申請を取り下げることができる。

2 前項の場合において、提出された認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

### (認定しない場合の通知)

第5条 知事は申請があった管理計画が法第5条の4に規定する基準に適合しないと認める場合は、管理計画を認定しない旨の通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定は、法第5条の6第2項の規定により準用する第5条の3第1項の規定に基づく更新の申請及び法第5条の7に規定する管理計画の変更の申請について準用する。

### (報告の徴収)

第6条 法第5条の8の規定による報告の徴収は、知事が必要と認めるときに、報告を求める旨の通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

2 前項の通知を受けた認定管理者等は、管理状況に関する報告書（別記第4号様式）にて報告するものとする。

(改善命令)

第7条 法第5条の9の規定による改善命令は、知事が必要と認めるときに、改善命令書（別記第5号様式）により行うものとする。

(管理の取りやめ)

第8条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとする場合は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書（別記第6号様式）により、知事に申し出るものとする。

(管理計画の認定の取消し)

第9条 法第5条の10第2項の規定による計画の認定の取消し（同条第1項第1号又は第3号の場合に限る。）の通知は、認定取消通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

2 法第5条の10第2項の規定による計画の認定の取消し（同条第1項第2号の場合に限る。）の通知は、認定取消通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

3 前2項の規定により計画の認定を取り消された場合は、認定管理者等は、原則として、認定通知書の原本を返却するものとする。

(認定管理計画の公表)

第10条 認定の申請をした者が、認定を受けた際の公表に同意した場合は、知事はマンション管理センターと連携して、当該認定管理計画に係るマンションの名称、所在地、戸数、主な構造、階数、建設された年月、認定したマンションに対して知事が付与する認定コード、認定日等を公表することができるものとする。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。